

第3次守谷市環境基本計画 概要版 (2026~2035)

参考資料-3

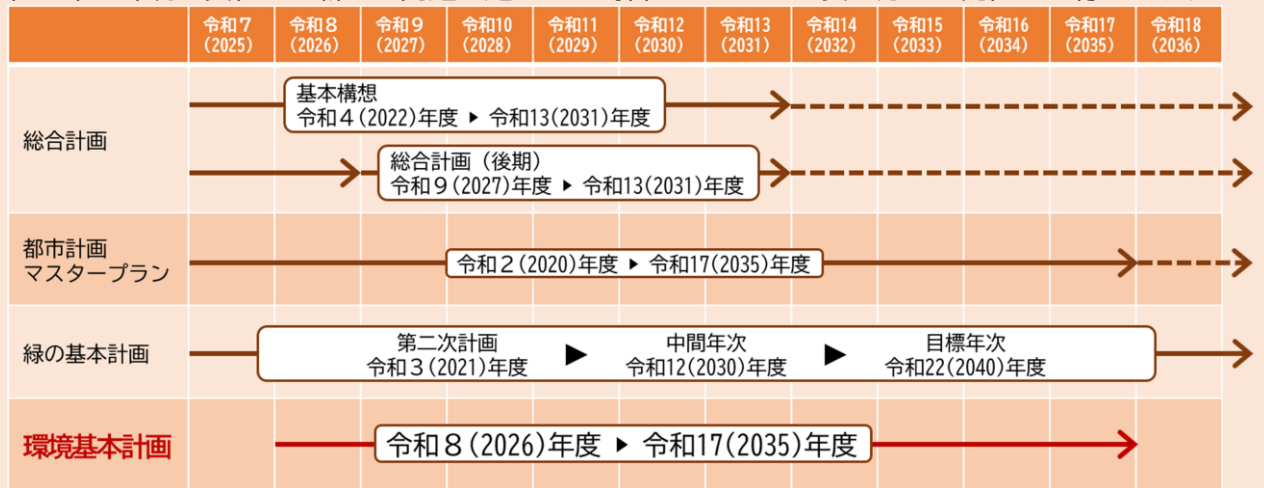
表紙 (概要版に合わせたもの挿入予定)

環境基本計画とは

守谷市における環境に関する取組を進めていくために、市民や事業者や市が、環境に対する共通の意識を持ちながら、それぞれができることを理解した上で、より良い環境を作るために行動していくための指針のことです。
 そしてまた、環境に関する個別の計画をまとめるのと同時に、幅広く展開される市のさまざまな取組について、環境の面から、望ましい方向へ導いていく役割も持っています。

計画期間

この計画の計画期間は、令和8(2026)年度から令和17(2035)年度の10年間の計画です。世の中の環境の変化や、新たな問題が起こった場合などには、必要に応じて見直しを行います。



計画の対象

守谷市全域を対象とし、対象とする分野は、「自然環境・生物多様性」、「生活環境」、「資源循環・廃棄物」、「脱炭素社会・地球環境」、「環境活動・市民行動」の5分野とします。

環境分野	対象範囲
自然環境・生物多様性	森林、里山、農地、緑地、斜面林、公園、街路樹、動植物 等
生活環境	騒音・振動、悪臭、水質、有害化学物質、公園、緑地、環境美化、空き家、犬・猫の飼育 等
資源循環・廃棄物	ごみの減量・分別・資源化、食品ロス、5R 等
脱炭素社会・地球環境	地球温暖化、エネルギー、気候変動 等
環境活動・市民行動	環境教育・環境学習、環境情報、各行動主体の協働 等

1 計画策定の背景

守谷市では、2016（平成28）年8月に「第2次守谷市環境基本計画」を策定して以降、「第三次守谷市総合計画（第2期守谷市まち・ひと・しごと創生総合戦略）」や「第二次守谷市緑の基本計画」により、環境施策の基本的枠組みを定めるとともに、市民・事業者・行政が一体となって、豊かな自然環境の保全や、快適な生活環境の実現、環境保全に向けた活動の各分野の施策事業に取り組んできました。



▲つくばエクスプレス利根川橋梁上空から守谷市を望む

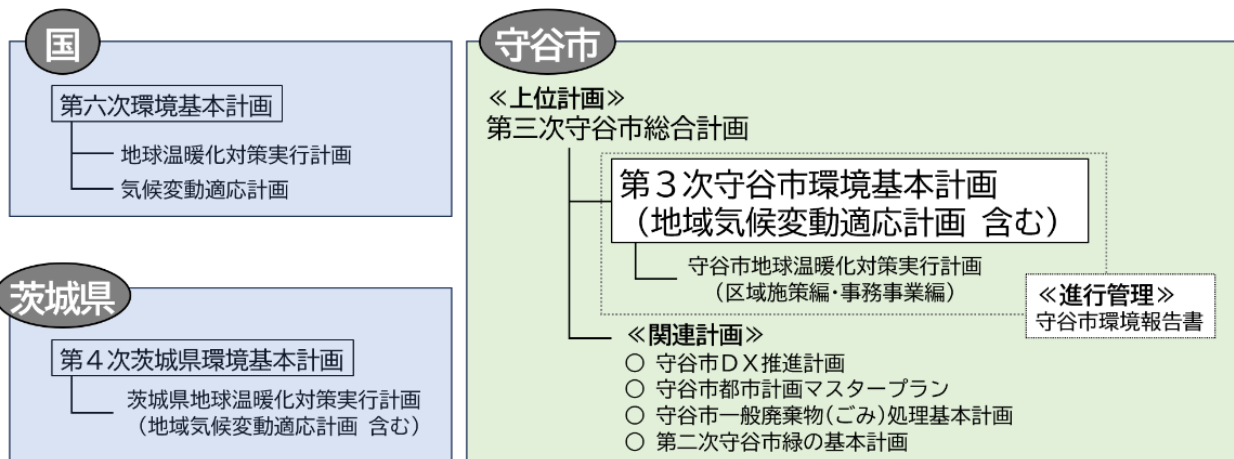
その結果、ごみの減量化や再資源化への取組、市内におけるCO₂排出量の削減、環境教育の推進など、各分野において一定の成果が上がってきましたが、引き続き対応を進めるべき課題も残されています。さらに今後は、東京ヤクルトスワローズ二軍球場、（仮称）守谷SAスマートインターチェンジ、都市軸道路利根川橋梁の建設等、大規模な土地利用が近年予定されており、新たな環境課題の発生が予測されます。

守谷市では、令和2年7月に2050（令和32）年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を表明したことや、国際社会共通の目標として、「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に向けた取組も進める必要があるなど、多様化、複雑化する環境問題の解決に向けた機運が高まっています。

このような社会情勢の変化を踏まえ、市民・事業者・行政が連携して持続可能な都市の実現やSDGsの達成に向けて取り組むため、「第3次守谷市環境基本計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

環境基本計画は、守谷市における全ての計画の上位計画として位置付けられる「第三次守谷市総合計画」（以下「総合計画」という。）に即する、環境面の総合的な基本計画です。また、守谷市のまちづくりの基本方針である「守谷市DX推進方針」や「守谷市都市計画マスタープラン」、「守谷市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」、「守谷市緑の基本計画」等の関連計画と整合・連携を図ります。



【守谷市の位置と地勢について】

東京都心から約40km圏内にあり、茨城県と千葉県との県境に位置しています。

鉄道の面では、東京都心と筑波研究学園都市を結ぶつくばエクスプレスにより秋葉原まで最短32分と、都心に向かう交通の利便性は高く、関東鉄道常総線との乗換駅である守谷駅の令和5年における1日平均乗車人員数は、つくばエクスプレスと関東鉄道常総線を合わせて約6.3万人に達しています。

本市の地勢は、茨城県南部から千葉県北部にわたる大きな洪積台地「常総台地」から枝状に伸びる猿島台地の先端部分に位置し、3方向を利根川、鬼怒川、小貝川に囲まれた島状の地形となっています。



3 本市の望ましい環境像

地球規模で見ると、地球温暖化に伴う異常気象や気象災害の発生・甚大化、人間活動の拡大による生物多様性の減少といった問題の改善に向けて早急に取り組まなければなりません。

私たちは、この地に大切に残された自然がもたらす多くの恵み、先人たちがこれまで築いてきた地域の文化や、安全で快適な生活が高度に融合したまちを、未来の世代に引き継いでいく責務があります。

この責務を果たすため、市民・事業者・行政などあらゆる主体がそれぞれの立場で協働し、地域や学校、職場など様々な場面において、環境への負荷低減にとどまらず、喪失した自然の再生なども視野に入れて、現在ある環境の改善について積極的に取り組まなければなりません。

さらに、その取組を通じて国の第六次環境基本計画にある、現在および将来の市民や国民一人一人の「ウェルビーイング／高い生活の質」の実現を目指すことも求められています。

これらを踏まえ、私たちは、豊かな自然と人びとが調和し、持続的な発展が可能なまちの実現に向け、＜守谷市が目指す望ましい環境像＞を掲げ、取組を進めていきます。

＜ 守谷市が目指す望ましい環境像 ＞

豊かな自然と快適な暮らしを未来へつなぐまち・もりや

この地に残された自然がもたらす多くの恵みと、これまで築いてきた安全で快適な生活が融合したまちを、未来の世代に引き継いでいきます。

4 実現に向けた基本目標と方針 《施策の体系図》

＜守谷市が目指す望ましい環境像＞を実現するために、「自然環境・生物多様性」、「生活環境」、「資源循環・廃棄物」、「脱炭素社会・地球環境」、「環境活動・市民行動」の分野について、守谷市の現状や課題から、5つの基本目標と9つの方針を設定し、環境施策を推進します。

【守谷市が目指す望ましい環境像】
豊かな自然と快適な暮らしを未来へつなぐまち・もりや

基本目標1 豊かで誇れる自然を未来に守りつなぎます

- 方針1 残された緑を守り、豊かな自然環境を保つ
- 方針2 生物多様性の保全に取り組む

基本目標2 健康で安心して暮らせる環境を守ります

- 方針3 安心・快適な暮らしを守る
- 方針4 地域環境の保全に取り組む

基本目標3 無駄なく資源が循環するまちを目指します

- 方針5 循環型社会づくりを推進する

基本目標4 地球にやさしい脱炭素のまちを目指します

- 方針6 地球温暖化対策を推進する
- 方針7 気候変動への適応に取り組む
※「地域気候変動適応計画」の内容を含む

基本目標5 環境行動が活発なまちを目指します

- 方針8 環境教育・環境学習を推進する
- 方針9 環境意識の連携・活性化を進める

基本目標 1 豊かで誇れる自然を未来に守りつなぎます（自然環境・生物多様性分野）

方針 1 残された緑を守り、豊かな自然環境を保つ

～ 取組の方向性 ～

貴重な自然環境である利根川、鬼怒川、小貝川や各所に点在する斜面林などの緑地の管理・保全を行うとともに、都市の自然環境の保全等によるグリーンインフラの推進や、生物多様性に配慮した緑地の確保に向けたグリーントラスト制度の検討を、市民、市民活動団体、事業者等との協働により総合的・計画的に進めます。

また、耕作放棄地との増加防止や、有効活用を行うために、新たな農業の担い手育成や農地中間管理機構を活用した農地集約化促進などを検討していきます。

市民が取り組めること

- ◆市の自然環境保全の取組に、積極的に参加・協力する。
- ◆地域の公園などの維持管理活動に積極的に参加し、みどりに親しむ時間を増やす。
- ◆地元産の新鮮な農産物を優先的に購入し、地域の農業を応援する。
- ◆家庭でのプランター菜園やグリーンカーテンなどの身近なみどりを創出する。

など

事業者が取り組めること

- ◆市の自然環境保全の取組に、積極的に参加・協力する。
- ◆事業所敷地内の緑化に取り組む。
- ◆開発などを行う際には、自然環境の保全・創造に十分配慮する。
- ◆地元の農産物を使用・提供するなど、地産地消を取り入れ、地元の農業を応援する。

など

市(行政)の取組

方針 1 残された緑を守り、豊かな自然環境を保つ

- 取組 1 緑地や斜面林の保全と活用の推進
- 取組 2 公園や街路樹等の整備及び適正管理
- 取組 3 里山の保全と活用
- 取組 4 農地の保全と活用

方針 2 生物多様性の保全に取り組む

～ 取組の方向性 ～

人間活動の発展と拡大が地球規模での生物多様性の減少を招いています。生物多様性を確保していくためには、都市における緑地の量の確保に加え、動植物の生息・生育環境を改善するなど、緑地の質の向上を図り、里山の環境を維持していく必要があります。そのために、本市のもつ地域資源を持続的に活用し、さらに地域の協力を得て自然を守り育てながら、様々な市民活動団体と連携することにより、本市の生物多様性の保全を推進していきます。

外来生物への対策においても、有識者や市民団体等と協力して、本市の自然生態系を把握するため調査方法を検討するとともに、緊急に対処が必要な生物の侵入防止や根絶等に向けた取組を関係機関と連携して進めていきます。

市民が取り組めること

- ◆生物多様性の保全の必要性を認識し、保全活動に積極的に参加する。
- ◆自然観察会に参加するなど、地域の身近な自然環境や生きものに関心を持ち、生物多様性への理解を深める。
- ◆生態系の破壊などの危険性を認識し、外来種の取り扱いに十分注意する。
- ◆外来生物の防除に向けて、発見時の連絡や駆除に協力する。

など

事業者が取り組めること

- ◆生物多様性の保全の必要性を認識し、保全活動に積極的に参加する。
- ◆生物多様性を保全するための市民の活動や行政の取組を支援する。
- ◆開発などを行う際は、生物多様性の保全に十分配慮する。
- ◆外来生物の防除に向けて、発見時の連絡や駆除に協力する。

など

市(行政)の取組

方針 2 生物多様性の保全に取り組む

- 取組 1 エコロジカル・ネットワークの形成
- 取組 2 緑地の保全と活用
- 取組 3 希少生物の保護と保全
- 取組 4 外来生物の侵入防止と根絶・抑制

方針3 安心・快適な暮らしを守る

～ 取組の方向性 ～

環境に配慮した生活や社会活動の推進により、自然環境と調和した快適な生活が送れる取組を検討していきます。近年予定されている（仮称）守谷SAスマートインターチェンジの供用開始等により、市外からの流入人口の増加により稲戸井調節池や河川敷への不法投棄事案の増加が懸念されるため、環境美化活動や不法投棄防止に向けた取組を進めます。

また、放置された空家の適正管理や有効活用を検討していきます。

犬や猫等のペットの飼育については、ルールやマナーの周知啓発を行い、ペットと快適に暮らせる環境づくりに取り組めます。

市民が取り組めること

- ◆ごみやたばこのポイ捨て・歩きたばこをしないなど、ルールやマナーを守る。
- ◆日常生活の中で発生する悪臭や騒音・振動などについて、近隣への配慮を心がける。
- ◆自分が住んでいる地域の清掃、まちの美化活動に積極的に参加する。
- ◆ペットを飼うときは最後まで責任をもって飼養する。

など

事業者が取り組めること

- ◆事業所やその周辺の清掃、まちの美化活動に積極的に参加する。
- ◆不法投棄の監視に協力し、発見したら関係機関にすぐに通報する。
- ◆事業所の建物や看板は、周辺の景観に配慮したものにします。
- ◆快適な生活環境を守るため、建物や所有地を適正に管理する。

など

市(行政)の取組

方針3 安心・快適な暮らしを守る

取組1 生活マナーの向上と環境美化活動の推進

取組2 空家問題対策の推進

取組3 人と犬・猫が快適に共生する社会づくりに向けた取組の推進

方針4 地域環境の保全に取り組む

～ 取組の方向性 ～

騒音・振動、悪臭、水質の現況を調査・把握することにより、公害などの発生を未然に防止するとともに、発生した場合には必要な対応を速やかに行うことで、市民の健康を守り、良好な生活環境を保全します。また、環境汚染だけでなく健康被害を引き起こす有害物質についても情報収集を行い、適切な情報発信を行います。

空間放射線量については、測定結果を市ホームページ等で公開し市民に分かりやすい形で情報提供や注意喚起を行います。また、市民に対して放射線量計の貸出を実施することで、市民の安心感を高めます。

市民が取り組めること

- ◆騒音・振動、悪臭などにより、近隣への影響を及ぼさないよう気をつける。
- ◆エコドライブを実践し、大気汚染の原因となる自動車の排気ガスを減らす。
- ◆日常生活において食べ残しや廃油をそのまま排水口に流さず、合成洗剤も必要以上に使わないようにする。
- ◆化学物質や放射性物質に関する正しい知識を身につける。

など

事業者が取り組めること

- ◆事業活動から生じる騒音・振動の低減や悪臭の発生防止に努め、関係法令を守る。
- ◆法令を遵守し、有害物質の環境中への排出を抑制する。
- ◆事業所でエコドライブを実践し、大気汚染の原因となる自動車の排気ガスを減らす。
- ◆農薬や除草剤、化学肥料の使用量を少なくする。

など

市(行政)の取組

方針4 地域環境の保全に取り組む

取組1 騒音・振動、悪臭対策の推進

取組2 水質の監視・観測

取組3 化学物質の総合的なリスク対策

取組4 放射能に対するモニタリング調査の実施

方針5 循環型社会づくりを推進する

～ 取組の方向性 ～

「守谷市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」に基づき5Rに取り組み、持続可能な循環型社会の形成を促し、ごみの減量化を推進します。

また、再生利用が可能な資源物についても、分別の指導や周知を行うとともに、集団回収の支援や生ごみの堆肥化等にも継続して取り組み、さらなる資源化を進めます。

廃棄物の適正処理を徹底するために、不適正処理への対応強化や不法投棄対策、有害廃棄物対策を推進します。

市民が取り組めること

- ◆ペットボトル、ビン、缶、古紙などをしっかり分別し、資源物として再利用する。
- ◆計画的に買い物をしたり、調理を工夫して食品ロスの削減に努める。
- ◆過剰包装商品を避け、環境保全に取り組んでいる商品を優先的に選ぶ。
- ◆マイバッグやマイ箸、マイカップ、マイボトルなど、繰り返し使えるものを使う。

など

事業者が取り組めること

- ◆食品ロスを出さない調理やメニューの提供、食品の量り売りに取り組む。
- ◆ペーパーレス化などにより、省資源化に取り組む。
- ◆原材料やサービスなどを調達する際は、環境負荷の小さいものを優先的に選択する。
- ◆資源循環に配慮した製品の設計、製造、販売やリサイクル製品の積極的な使用に努める。

など

市(行政)の取組

方針5 循環型社会づくりを推進する

取組1 ごみの減量化の促進

取組2 ごみ分別の取組促進

取組3 食品リサイクル堆肥化事業への参加促進及び食品ロス削減の推進

取組4 資源物回収、ごみ資源化の普及啓発

取組5 5Rへの取組に対する市民・事業者の参画促進

方針6 地球温暖化対策を推進する

～ 取組の方向性 ～

ゼロカーボンシティを実現するためには、市民・事業者・市（行政）が省エネや再生可能エネルギーの活用に積極的に取り組んでいくことが求められます。

市民・事業者との協力・連携に留意しつつ、公共施設等の管理やまちづくりの推進と合わせて、再生可能エネルギーの最大限の導入・活用を行うとともに、徹底した省エネルギーの推進を図るなど、自然的社会的条件に応じた温室効果ガス排出量削減のための施策を推進します。

市民が取り組めること

- ◆太陽光発電システムや蓄電池、高効率給湯器、再生可能エネルギー由来の電力等を導入する。
- ◆住宅を新築・改修する際には、住宅の断熱性能の向上やZEHの導入等を検討する。
- ◆家電製品や自動車、サービスを購入するときは、省エネルギー性能の高いものや環境に配慮したものを積極的に選択する。

など

事業者が取り組めること

- ◆事業所への太陽光発電システムの設置や、再生可能エネルギー由来の電力を導入する。
- ◆建築物を新築・改修する際には、省エネルギー改修やZEB化などを検討する。
- ◆日常的な省エネルギーの取組とともに、エネルギー効率の良い設備、機器を導入する。

など

市(行政)の取組

方針6 地球温暖化対策を推進する

- 取組1 再生可能エネルギーの導入促進
- 取組2 省エネルギー技術の導入促進
- 取組3 市(行政)の低炭素化に向けた率先行動の実施

方針7 気候変動への適応に取り組む

～ 取組の方向性 ～

一人ひとりが自分事として気候変動問題を意識するとともに、その行動変容を促す必要があることから、科学的知見の理解が促進されるように、普及啓発や広報の取組を進めていきます。

また、気候変動に伴い災害が激甚化しているため、市民や事業者が災害に備えられるように、災害ハザードマップの周知や災害リスクの高い地域への被害を軽減するための対策の実施を進めていきます。

そのほか、熱中症対策の情報提供や、クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）の増加を推進するなど、暑熱対策に取り組めます。

市民が取り組めること

- ◆ハザードマップを確認し、災害時に適切な避難行動がとれるように備える。
- ◆こまめな水分補給やクーリングシェルターの活用など、熱中症の予防に努める。
- ◆環境や気候の変化について、家族や友人などと話題にする。

など

事業者が取り組めること

- ◆ハザードマップを確認し、災害時に適切な避難行動がとれるように備える。
- ◆屋外作業や外出をする従業員に対して、こまめな水分補給など、熱中症対策の取組を進める。
- ◆クーリングシェルターとして施設を提供する。
- ◆事業所の新築・改修時には、断熱設備や蓄電システムなど気候災害に役立つ設備の導入を検討する。

など

市(行政)の取組

方針7 気候変動への適応に取り組む

- 取組1 土砂災害や洪水等の危険箇所の周知及び災害防止策の実施
- 取組2 健康被害への対策の推進
- 取組3 自然環境や農業への影響に関する対策

基本目標5 環境行動が活発なまちを目指します（環境活動・市民行動分野）

方針8 環境教育・環境学習を推進する

～ 取組の方向性 ～

地域や家庭、学校等において、興味を持って環境について学ぶことができるように、生物多様性を含めた自然体験活動等への参加の機会を拡充します。また、地域団体や企業等と連携した学習方法や、学校現場における生成AIの適切な利活用についてもあわせて検討します。

近隣自治体や民間企業、ESD活動支援センター等の関連団体と連携を図り、地域における環境教育等をより充実させるよう取り組みます。

積極的な情報発信や普及啓発を行い、脱炭素社会の実現につながる行動変容と組織や社会の変革に即した、環境教育等を推進します。

市民が取り組めること

- ◆環境に関する書籍や新聞記事、国や地方自治体などが発信する環境情報を収集し、環境への理解を深める。
- ◆自然体験学習や環境学習講座など、環境イベントに積極的に参加する。
- ◆家族や友人、身の周りの人と、環境に関する情報を話題にする。

など

事業者が取り組めること

- ◆環境に関する書籍や新聞記事、国や地方自治体などが発信する環境情報を収集し、環境への理解を深める。
- ◆従業員（社員、職員等）を対象とした環境学習・環境研修を実施する。
- ◆自社の環境への配慮に関する取組や情報を積極的に発信する。

など

市(行政)の取組

方針8 環境教育・環境学習を推進する

- 取組1 環境教育及び環境学習の推進
- 取組2 自然観察・体験の場や機会の創出
- 取組3 市内の良好な自然に関する情報の発信

方針9 環境意識の連携・活性化を進める

～ 取組の方向性 ～

環境の保全を継続的に進めていくために、市民、事業者、市がそれぞれの役割を理解したうえで分担・協働し、世代を超えた環境配慮活動を推進します。

また、若者世代に対する活動の周知や、協働による取組への参加機会を創出するため、活動を支援する手法についても検討し、様々な世代の意見を積極的に取り入れられるように検討を進めます。

さらに、持続可能な地域づくりに向けて、市民、市民活動団体、事業者、市等による対話を通じた協働による取組を促進するために、先進事例の紹介や各主体間の連携促進のための取組を検討します。

市民が取り組めること

- ◆市民・地域団体やNPO等が行う環境学習・環境保全活動に積極的に協力する。
- ◆自らの知識や経験、技術を活かして、地域の環境活動の開催に協力する。
- ◆家族や友人と環境について話し合い、自分なりに取り組めることを継続して、良好な環境の維持に努める。
- ◆市や事業者との取組に参画し、環境保全活動に取り組む。

など

事業者が取り組めること

- ◆関連企業や取引先企業に対し、環境保全や環境への負荷の低減を呼びかける。
- ◆市の環境学習イベントや市民活動への協力支援、自社施設の見学会の開催など、CSR活動として、環境教育・環境学習の機会を提供する。
- ◆市や市民団体と積極的にパートナーシップを築き、環境保全活動を推進する。

など

市(行政)の取組

方針9 環境意識の連携・活性化を進める

- 取組1 市ホームページや広報もりや等を活用した情報発信
- 取組2 市民活動団体や環境ボランティア活動への支援
- 取組3 事業者による環境配慮活動の促進
- 取組4 近隣自治体等との連携